

第51回 労働衛生コンサルタント試験

(労働衛生関係法令)

指示があるまで、試験問題を開かないでください。

[注意事項]

1 解答方法

- (1) 解答は、別の解答用紙に記入(マーク)してください。
- (2) 使用できる鉛筆(シャープペンシル可)は、「HB」又は「B」です。
ボールペン、サインペンなどは使用できません。
- (3) 解答用紙は、機械で採点しますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- (4) 解答を訂正するときは、消しゴムできれいに消してから書き直してください。
- (5) 問題は、五肢択一式で、正答は一問につき一つだけです。二つ以上に記入(マーク)したものの、判読が困難なものは、得点としません。
- (6) 計算、メモなどは、解答用紙に書かずに試験問題の余白を利用してください。

2 受験票には、何も記入しないでください。

3 試験時間は1時間で、試験問題は問1～問15です。

4 試験開始後、30分以内は退室できません。

試験時間終了前に退室するときは、着席のまま無言で手を上げてください。

試験監督員が席まで伺います。

なお、退室した後は、再び試験室に入ることはできません。

5 試験問題はお持ち帰りください。

* 法令の規定は、令和5年4月1日現在施行されているものとします。
令和5年4月1日時点で適用される規定の内容で解答してください。

問 1 常時使用する労働者が600人で、有害な業務として著しく寒冷な場所における業務のみに常時40人の労働者を従事させている製造業の事業場の安全衛生管理体制に関する次の文中の ～ に入る数値又は語句の組合せとして、労働安全衛生法令上、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

ただし、衛生管理者の選任の特例はないものとする。

事業者は、衛生管理者を 人以上選任し、そのうち少なくとも1人を としなければならない。衛生管理者は、少なくとも 1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

また、事業者は、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにしなければならない。委員会の開催の都度、委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容等所定の事項を記録し、これを 年間保存しなければならない。

	A	B	C	D
(1)	2	専任の衛生管理者	毎月	5
(2)	2	衛生工学衛生管理者免許を有する者	毎週	3
○ (3)	3	専任の衛生管理者	毎週	3
(4)	3	衛生工学衛生管理者免許を有する者	毎週	2
(5)	3	衛生工学衛生管理者免許を有する者	毎月	5

問 2 労働安全衛生法令に基づき定期自主検査を行わなければならない機械等とその実施頻度に関する下表のイ～ニの組合せについて、労働安全衛生法令上、正しいもののみを挙げたものは（１）～（５）のうちどれか。

ただし、透過写真撮影用ガンマ線照射装置については、線源容器の遮蔽能力の異常の有無についての検査ではないものとする。

また、有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則に基づく設備の特例や適用の除外はないものとする。

	定期自主検査を行わなければならない 機械等	実施頻度
イ	第二種有機溶剤等を用いて有機溶剤業務を行う作業場所に設けた局所排気装置	6か月以内ごとに1回
ロ	特定化学設備	1年以内ごとに1回
ハ	透過写真撮影用ガンマ線照射装置	1か月以内ごとに1回
ニ	シアン化ナトリウムを含有する排液の排液処理装置	1年以内ごとに1回

(1) イ ロ

(2) イ ハ

(3) ロ ハ

(4) ロ ニ

○ (5) ハ ニ

問 3 危険物及び有害物に関する規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5パーセントを超えるものを製造しようとする者は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- (2) ベリリウムの化合物を製造しようとする者は、あらかじめ、当該化合物を製造する場所を管轄する都道府県労働局長の許可を受けなければならない。
- (3) 新規化学物質を試験研究のために製造しようとする者は、一つの事業場における1年間の製造量が100キログラムを超えるときは、あらかじめ、当該新規化学物質の有害性の調査（当該新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査をいう。）を行い、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- (4) 名称等を表示すべき有害物を容器（一般消費者の生活の用に供するためのものを除く。）に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器に名称等を表示しなければならない。
- (5) 名称等を表示すべき有害物を二つ以上含有する混合物を容器（一般消費者の生活の用に供するためのものを除く。）に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に当該有害物の成分及び含有量を表示しなければならない。

問 4 安全衛生教育に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

ただし、特別教育とは、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせるときに行う当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育をいうものとする。

- (1) 事業者が労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときに行う教育の事項には、事故時等における応急措置及び退避に関することが含まれる。
- (2) 職長教育には、作業方法の決定及び労働者の配置に関すること、労働者に対する指導又は監督の方法に関することのほか、労働災害を防止するため必要な事項として、労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法が含まれる。
- (3) 高圧室内作業に係る業務は特別教育の対象であるが、再圧室を操作する業務は特別教育の対象ではない。
- (4) 強烈な騒音を発する作業に係る業務や重量物を取り扱う作業に係る業務は、特別教育の対象ではない。
- (5) 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

問 5 労働安全衛生法令に基づき作業環境測定を行わなければならない作業場及び測定事項、実施頻度又は測定時期並びに測定を実施すべき者に関する下表のイ～ホの組合せについて、労働安全衛生法令上、正しいもののみを全て挙げたものは(1)～(5)のうちどれか。

ただし、ロ及びハについては、化学物質管理の水準が一定以上の事業場における関係規定の適用除外はないものとする。

	作業場及び測定事項	実施頻度又は測定時期	測定を実施すべき者
イ	放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分における外部放射線による線量当量率又は線量当量	1か月以内ごとに1回	作業環境測定士
ロ	常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場における空気中の粉じんの濃度	6か月以内ごとに1回	作業環境測定士
ハ	鉛ライニングの業務を行う屋内作業場における空気中の鉛の濃度	6か月以内ごとに1回	作業環境測定士
ニ	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場における空気中の酸素の濃度	その日の作業を開始する前	酸素欠乏危険作業特別教育を受講した者
ホ	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるものにおける一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率	2か月以内ごとに1回	測定実施者の要件に関する規定なし

(1) イ ロ ニ

(2) イ ハ

(3) イ ホ

(4) ロ ハ ニ

○ (5) ロ ホ

問 6 労働安全衛生法令に基づく健康診断のうち、医師による健康診断に関する次の記述について、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。
- (2) 事業者は、健康診断の結果に基づき医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。
- (3) 事業者は、法令に基づき選任した産業医に、健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関することについて、事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べる権限を与えなければならない。
- (4) 事業者は、常時使用する労働者に対して1年以内ごとに1回、定期に行う健康診断について、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないとき認めるときは、既往歴及び業務歴の調査並びに身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査を省略することができる。
- (5) 事業者は、重量物の取扱い等重激な業務に常時従事する労働者に対して、当該業務への配置替えの際及び6か月以内ごとに1回、定期に、健康診断を行わなければならない。

問 7 労働安全衛生法に基づく監督等に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、正しいもののみを全て挙げたものは（１）～（５）のうちどれか。

イ 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、労働安全衛生法を施行するため必要があると認めるときは、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントに対し、出頭を命ずることができるが、この場合は、出頭を命ずる理由及び聴取しようとする事項を通知するものとする。

ロ 事業者は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること、書面を労働者に交付することその他の所定の方法により、労働者に周知させなければならない。

ハ 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、依頼者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所、依頼を受けた年月日等所定の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から５年間保存しなければならない。

ニ 厚生労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係を把握するため必要があると認めるときは、疫学的調査その他の調査を行うことができる。

- （１）イ ロ ニ
（２）イ ハ ニ
（３）イ ハ
（４）ロ ハ
（５）ロ ニ

問 8 労働安全衛生規則の衛生基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者を従事させるときは、当該作業場が強烈な騒音を発する場所であることを、見やすい箇所に標識によって明示する等の措置を講ずるとともに、耳栓その他の保護具を備えなければならない。
- (2) 事業者は、著しく多湿な場所で労働者を従事させるときは、関係者以外の者が立ち入ることを禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により、立入りを禁止しなければならない。
- (3) 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、屋内又は屋外にかかわらず、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。
- (4) 事業者は、有害物による汚染のおそれがある床及び周壁を、不浸透性の材料で塗装し、かつ、排水に便利な構造としなければならない。また、必要に応じ、洗浄しなければならない。
- (5) 事業者は、身体又は被服を汚染するおそれのある業務に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身若しくはうがいの設備、更衣設備又は洗濯のための設備を設けなければならない。

問 9 有機溶剤等の取扱いに関する次のイ～ホの記述について、労働安全衛生法令上、誤っているもののみを全て挙げたものは（１）～（５）のうちどれか。

ただし、有機溶剤中毒予防規則による適用の除外及び設備の特例はなく、イの事業者は、労働安全衛生法に基づき労働基準監督署長への機械等の設置の届出の必要がないとの所轄労働基準監督署長の認定を受けていないものとする。

また、特別教育とは、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせるときに行う当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育をいうものとする。

イ 事業者は、有機溶剤中毒予防規則に基づき設置が必要な固定式の全体換気装置を設置しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

ロ 事業者は、タンク等の内部において第三種有機溶剤等を用いて行う有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、定期的に、所定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

ハ 事業者は、屋内作業場等において第一種有機溶剤等を用いて行う有機溶剤業務に労働者を常時従事させるときは、当該労働者に対し、特別教育を行わなければならない。

ニ 事業者は、屋内作業場等において第二種有機溶剤等を用いて行う有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分を色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示し、色分けによる表示は黄色としなければならない。

ホ 事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、貯蔵に係る者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備を設けるとともに、有機溶剤の蒸気が屋外に漏れ出ないように、その貯蔵場所を密閉構造としなければならない。

（１）イ ロ ハ

（２）イ ホ

（３）ロ ニ

（４）ハ ニ ホ

○（５）ハ ホ

問10 次の特定化学物質のうち、特定化学物質障害予防規則における特別管理物質でないものはどれか。

- (1) 五酸化バナジウム
- (2) スチレン
- (3) トリクロロエチレン
- (4) ナфтаレン
- (5) ホルムアルデヒド

問11 電離放射線障害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次のイ～ニの記述について、電離放射線障害防止規則上、正しいものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

ただし、放射線業務従事者は、緊急作業には従事しないものとし、また、被ばく限度に関する適用除外はないものとする。

イ 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3か月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域は、管理区域として標識により明示しなければならない。

ロ 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、5年間につき100ミリシーベルト及び1年間につき50ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

ハ 管理区域内において受ける1日における外部被ばくによる線量が1センチメートル線量当量について0.1ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者については、外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。

ニ 放射線業務従事者の皮膚に受ける等価線量が、1年間につき150ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

- (1) イ ロ
(2) イ ハ
(3) イ ニ
(4) ロ ハ
(5) ハ ニ

問12 酸素欠乏症等の防止に関する次の記述のうち、酸素欠乏症等防止規則上、誤っているものはどれか。

- (1) 硫化水素中毒とは、硫化水素の濃度が100万分の10を超える空気を吸入することにより生ずる症状が認められる状態をいう。
- (2) 冷蔵室、冷凍室等密閉して使用する施設の内部の作業に労働者を従事させる場合は、当該施設の出入口の扉が内部から容易に開くことができる構造のものである場合又は施設の内部に通報装置若しくは警報装置が設けられている場合を除き、労働者が作業に従事する間、出入口の扉が締まらないような措置を講じなければならない。
- (3) 第二種酸素欠乏危険作業については、酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。
- (4) 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合に、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上に保つように換気を行うときは、純酸素を使用してはならない。
- (5) 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、常時作業の状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を酸素欠乏危険作業主任者及びその他の関係者に通報する者を置く等異常を早期に把握するために必要な措置を講じなければならない。

問13 事務所の衛生基準について事業者が講ずべき措置に関する次のイ～ニの記述について、事務所衛生基準規則上、正しいものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

イ 燃焼器具(発熱量が著しく少ないものを除く。)を使用するときは、1か月以内ごとに1回、当該器具の異常の有無を点検しなければならない。

ロ 労働者を常時就業させる室の作業面の照度は、感光材料の取扱い等特殊な作業を行う室を除き、一般的な事務作業の場合、300ルクス以上になるようにしなければならない。

ハ 労働者を常時就業させる室の気積を、設備の占める容積及び床面から3メートルを超える高さにある空間を除き、労働者1人について、10立方メートル以上としなければならない。

ニ ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、6か月以内ごとに1回、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- (1) イ ロ
- (2) イ ハ
- (3) ロ ニ
- (4) ロ ハ
- (5) ハ ニ

問14 石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業（以下「石綿使用建築物等解体等作業」という。）を行うときに事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 解体等対象建築物の改修工事において、当該工事の請負代金の額が100万円未満であったため、事前調査（当該解体等対象建築物に係る石綿等の使用の有無の調査をいう。）の結果を所轄労働基準監督署長に報告しなかった。
- (2) 解体等対象建築物の解体工事において、当該解体等対象建築物に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）の除去の作業を行う仕事について、当該工事に係る部分の床面積の合計が80平方メートル未満であったため、当該仕事に係る計画を所轄労働基準監督署長に届け出なかった。
- (3) 成形された材料であって石綿等が使用されているもの（石綿含有保温材を除く。）を建築物から除去する作業において、切断、破砕等を行わずに除去することが技術上困難であったため、当該作業を行う作業場所を、当該作業以外の作業を行う作業場所からビニールシート等で隔離し、当該作業中は、当該材料を常時湿潤な状態に保つ措置を講じた上で、切断、破砕等による方法により、当該作業を実施した。
- (4) 石綿等を取り扱う作業場の見やすい箇所に、石綿作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を掲示したが、当該作業場で作業を行う者の氏名は掲示しなかった。
- (5) 法令に基づき定めた作業計画に従って石綿使用建築物等解体等作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成するとともに、当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した労働者の氏名及び当該労働者ごとの当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した期間等所定の事項を記録し、これらを当該石綿使用建築物等解体等作業を終了した日から3年間保存した後、廃棄した。

問15 じん肺法及びじん肺法施行規則に関する次のイ～ニの記述について、正しいものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

イ じん肺管理区分が管理1と決定された者に係る続発性気胸は、じん肺法施行規則に規定する合併症の一つであり、当該合併症にかかっている者は、療養を要するものとする。

ロ 事業者は、新たに常時粉じん作業に従事することになった労働者で、当該作業に従事することとなった日前6か月以内にじん肺健康診断を受けて、じん肺管理区分が管理3ロと決定されたものに対しては、その就業の際、じん肺健康診断を行わなくてもよい。

ハ 事業者は、常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理2である労働者については、1年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。

ニ 事業者は、じん肺管理区分が管理3ロである労働者が現に常時粉じん作業に従事しているときは、当該労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させることとするように努めなければならない。

- (1) イ ロ
- (2) イ ハ
- (3) イ ニ
- (4) ロ ハ
- (5) ロ ニ

(終り)